

# 経営安定対策基盤整備緊急支援事業（新規）

【2, 100(0) 百万円】

## 対策のポイント

土地改良事業等の地区における農家負担金の利子助成を行い、負担軽減対策を実施することにより、担い手への農地の利用集積を推進します。

### （土地改良事業等の農家負担金の現状等）

- ・ 近年、米価をはじめ農作物価格が低下傾向にあり、農業収入が減少するなど農家経営を圧迫しており土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地区が生じています。
- ・ 国内農業の体質強化による食料供給力の確保を図るためには、担い手への農地利用集積を進めるとともに、面的なまとまりを重視した利用集積を図ることが喫緊の課題となっています。

## 政策目標

意欲と能力のある経営体への農地の利用集積率を事業実施前より20ポイント以上向上

### <内容>

土地改良事業等の農家負担金を償還中の地区であって、事業要件を達成できると見込まれる地域に対し負担金の利子助成を行います。

### <事業実施主体等>

1. 事業実施主体 民間団体
2. 助成対象地域

土地改良事業等の地区で、未償還の農家負担金があり、以下の（1）及び（2）の要件を満たす地域に助成額を交付します。

（1）経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について、以下のいずれかに該当

- ①担い手への農地集積率の増加が一定割合以上見込まれること
- ②担い手への面的集積率の増加が一定割合以上見込まれること
- ③担い手者数の増加が一定割合以上見込まれること

（2）農家負担の要件について、以下のいずれかに該当

- ①農家負担率が一定割合以上
- ②10a当たり合算総償還額又は1戸当たり合算総償還額が一定額以上

3. 助成額

各年度の事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額

4. 助成対象組織

2. の要件を満たす土地改良区等

【担当】農村振興局農地資源課

柵木・桶谷（03）3502-6277（直）

## <事業の仕組み>

### 【助成額対象地域】

土地改良事業等の地区で、未償還の農家負担金があり以下の要件を満たす地域

対象事業	事業の要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国営土地改良事業</li> <li>② 水資源機構事業</li> <li>③ 森林総合研究所事業</li> <li>④ 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業</li> <li>⑤ 非補助事業で土地改良法に基づき行われる事業であって、①から④までの事業を補完し、かつ、一体的な事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の（１）及び（２）の要件を満たす地域               <ul style="list-style-type: none"> <li>（１）経営所得安定対策加入者などの担い手への集積要件について以下のいずれかに該当                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 担い手への農地集積率の増加率が一定割合以上見込まれること</li> <li>② 担い手への面的集積率の増加率が一定割合以上見込まれること</li> <li>③ 担い手者数の増加率が一定割合以上見込まれること</li> </ul> </li> <li>（２）農家負担の要件について、以下のいずれかに該当                   <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農家負担率が一定割合以上</li> <li>② 10a当たり合算総償還額又は1戸当たり合算総償還額が一定額以上</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

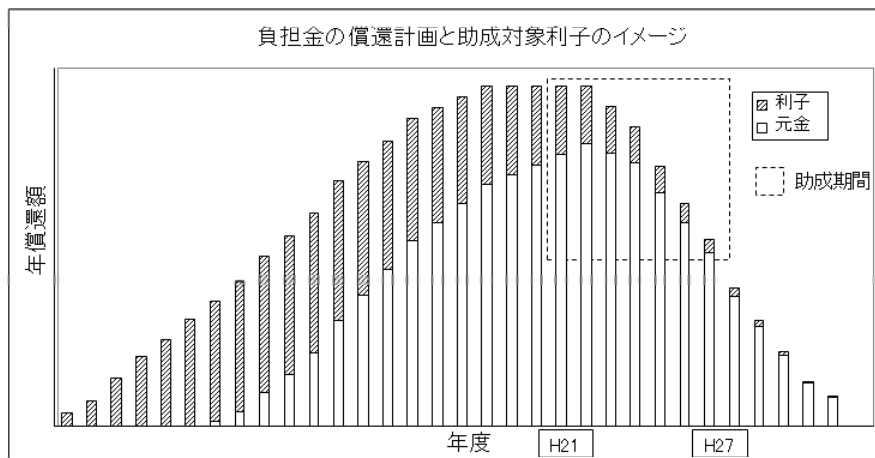
### 【助成実施期間】

平成21年度～平成27年度（7カ年）

※採択申請は平成21年度～平成25年度（5カ年）

### 【助成額】

平成21年度～平成27年度（7カ年）の期間において、各年度の事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付。



### 【手続きの流れ】

